

① 高等学校等就学支援金の受給決定前の授業料納付の猶予（新規）

1 相談内容

子供が市内の私立高校に入学した。私立高校でも、国から就学支援金が出るので、授業料の実質的な負担はないと思っていたが、入学後、約半年間は授業料の全額を納付しなければならない（同期間分の就学支援金については、後に還付、相殺等で充当）と言われた。一時的であり、後に充当されるとしても、授業料の全額を支払うのは負担が大きいので、就学支援金が交付されるまでの間、授業料の納付を猶予してほしい。

（注）本件は、北海道管区行政評価局が受け付けた相談である。旭川行政監視行政相談センターでも同趣旨の相談を受け付けている。

2 制度等の概要

(1) 就学支援金制度

ア 概要

就学支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）に基づき、高等学校等（注）における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等の生徒又は学生の授業料に充てるために支給されるものである（法第 1 条）。

（注）高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第 3 学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高校の課程に類する課程を置くもので省令で定めるもの）

また、就学支援金の支給に要する費用については、その全額に相当する額を国から都道府県に交付することとされている（法第 15 条第 1 項）。

就学支援金の受給資格の認定や支給は、私立高等学校等については学校所在地の都道府県知事が、公立高等学校等については、都道府県教育委員会が行うこととされている（国立学校は、文部科学大臣）（法第 4 条及び第 6 条）。

イ 支給額

就学支援金は、高等学校等に在学する生徒で 日本国内に住所を有する者（受給資格者）に対し支給される（法第 3 条第 1 項）が、保護者の市町村民税所得割額が 30 万 4,200 円以上の場合、支給対象とはならない（法第 3 条第 2 項第 3 号、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成 22 年政令第 112 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 2 項）。

生徒は、就学支援金の支給を受けようとするときは、その 在学する高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）を通じて、都道府県に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける権利を有することについての認定を申請し、その認定を受ける必要がある（法第 4 条）。

就学支援金は月を単位として支給され、その額は、支給限度額の範囲内で生徒の在学する高等学校等の授業料の月額に相当する額とされており、全日制の高等学校等（国立を除く）の 支給限度額（基準額）は、月額 9,900 円とされている（法第 5 条第

1 項、施行令第 3 条第 1 号)。

これに加え、私立高等学校等 に在学する場合には、保護者の収入状況 (市町村民税の所得割額により判定) に応じて加算措置が設けられている (法 5 条第 2 項、施行令第 4 条)。加算措置を含めた支給限度額は、表 1 のとおりである。

表 1 就学支援金の支給額等

市町村民税所得割額 (下段は年収の目安)	私立高等学校等			公立高等学校等
	基準額	加算額	加算後の支給限度額	支給限度額
304,200 円以上 (年収 910 万円以上)	支給されない			支給されない
304,200 円未満 (年収 910 万円未満)	9,900 円	加算なし	9,900 円	※定時制 2,700 円 特別支援学校高等部 400 円 国立高等学校 9,600 円
154,500 円未満 (年収 590 万円未満)		4,950 円	14,850 円 ※1.5 倍	
51,300 円未満 (年収 350 万円未満)		9,900 円	19,800 円 ※2 倍	
0 円[非課税] (年収 250 万円未満)		14,850 円	24,750 円 ※2.5 倍	

(注) 文部科学省の資料に基づき作成した。

ウ 収入状況の届出

就学支援金の支給額については、4 月から 6 月までの支給額は前年度の市町村民税所得割額 (前々年度の収入状況) により、7 月から翌年 3 月までの支給額は、支給される年度の市町村民税所得割額 (前年度の収入状況) により決定するとされている (施行令第 1 条第 2 項及び第 4 条第 2 項)。

このため、高等学校等に入学した生徒は、受給資格認定申請時の課税証明書等の提出に加え、毎年、収入状況届出書 (保護者の課税証明書等を添付) を都道府県に提出することとされている (法第 17 条)。

エ 就学支援金の支給方法

就学支援金は、都道府県から受給権者である生徒に支給されるものであるが、学校設置者は、受給権者に代わって就学支援金を受領 (代理受領) し、受給権者の授業料債権の弁済に充てる こととされている (法第 6 条及び第 7 条)。

オ 認定及び支給手続

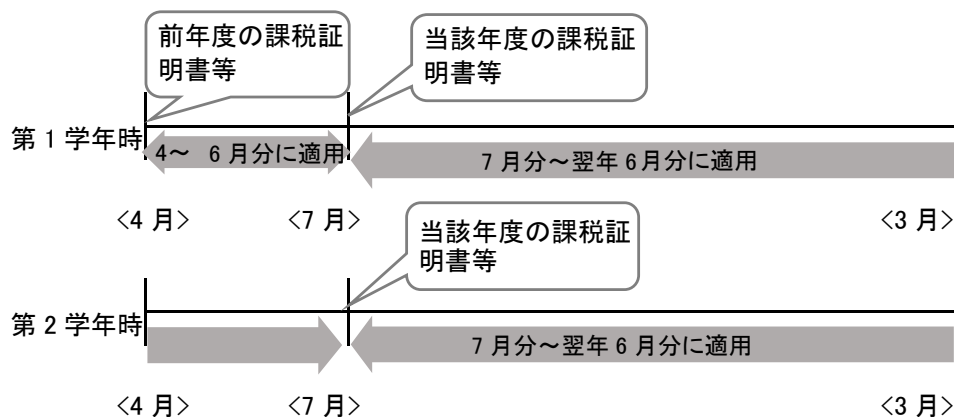
高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 (平成 22 年文部科学省令第 13 号) 第 14 条では、就学支援金の支給に関する事務の一部を学校設置者に委託することができる旨規定されており、北海道においては、生徒から提出された申請書や届出書の審査等の事務が学校設置者に委託されている。

学校設置者に対する就学支援金の支払は 四半期ごと (5 月末、7 月末、10 月末、1 月末) に行われている。

就学支援金の支給額決定のための課税証明書等の審査時期やその適用、学校設置者から都道府県への交付申請等の時期は表 2 のとおりであり、第 1 学年 (新入生) は、

収入状況の審査が2回（入学時と7月頃）、第2学年及び第3学年は年1回（7月頃）行われる。

表2 就学支援金支給に係る課税証明書等の提出時期、支給対象期間等（北海道）



学校からの データ送信 と交付申請	5月上旬	7月上旬	10月上旬	1月上旬
道における 交付決定	5月下旬	7月下旬	10月下旬	1月下旬
道から学校 への支払	5月末	7月末	10月末	1月末

（注） 当省の調査結果により作成した。

(2) 就学支援金支給事務等に係る文部科学省による指導

文部科学省では、就学支援金制度の円滑な実施のため、都道府県に対し「高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）（第4版）」（平成29年3月改正。以下「事務処理要領」という。）を示している。

事務処理要領では、就学支援金の代理受領や授業料債権への充当について、表3のとおり、就学支援金は授業料債権へ充てるとされており、①例外的に一旦授業料を徴収する場合にも、授業料を負担することが困難な者に対し配慮すること、②学校設置者が就学支援金を代理受領した場合は、速やかに生徒に引き渡すことについて、学校設置者を指導するよう求めている。

表3 高等学校等就学支援金事務処理要領（都道府県事務担当者用）（第4版）（抜粋）

<p>第I部</p> <p>第三章 就学支援金に関する事務</p> <p>（略）</p> <p>4 就学支援金の代理受領、授業料との相殺</p> <p>(1) 共通の取扱い</p> <p>学校設置者は、都道府県から就学支援金を受給権者である生徒に代わって代理受領し、受給権者である生徒の授業料債権への弁済に充てる（法7条）。これは、事務経費を極力抑えるとともに、就学支援金が確実に授業料の支払いに充てられることを担保するためである。</p> <p><u>原則、就学支援金は受給権者の授業料に係る債権の弁済に充てるものであることや就学支援金制度の趣旨・目的に鑑み、例外的に授業料を徴収する場合には、授業料を負担することが困難な者に対しては、その徴収を就学支援金が支給されるまでの間、猶予するなど、生徒・保護者の負担に十分配慮するよう指導すること。また、同様の理由から、学校設置者が就学支援金を代理受領した際には、特段の事情がある場合を除き、すみやかに生徒に引き渡すよう指導すること。</u></p>
--

また、文部科学省は、平成26年7月、27年3月及び28年3月の都道府県知事宛の通知においても、事務処理要領と同趣旨の要請を行っている。

(3) 都道府県による授業料軽減補助制度（北海道の場合）

ア 制度の概要

各都道府県は、当該都道府県内に設置されている私立高等学校等に在学している生徒の授業料負担を軽減することを目的として国の就学支援金とは別に助成制度を設けている。

北海道は、経済的理由により就学が困難な生徒の教育機会の確保及び保護者負担の軽減を図ることを目的に、生徒に対し授業料等（授業料以外の実習費や維持費等を含む。）の軽減を行う 学校法人に対し、独自に補助を行う制度（私立高校等授業料軽減補助制度）を設けている。

イ 支給手続等

授業料軽減補助制度に係る補助金支給までの流れは以下のとおりである。

- ① 6月頃に、生徒は、在学する学校に申請書等を提出。
 - ※ 当該年度の課税証明書等の証明書類（6月頃発行）を添付することとされているが、就学支援金に係る収入状況届出書に添付したもので可。
- ② 学校は、申請書類を確認し、対象者を決定の上、道学事課に対し補助金交付申請（7月～8月）。
- ③ 補助金交付決定、学校への補助金の支払（9月、12月、3月）、学校では、授業料軽減措置を実施

3 私立高等学校における授業料の徴収事務の実施状況

北海道内の私立高等学校（全日制）51校のうち、21校における授業料の徴収状況について聴取した結果は表4のとおりであり、①入学後3か月以上にわたり、授業料を全額徴収し、後日還付（又はその後の授業料債権と相殺）する取扱いとしている学校が4校、②特定の月のみ授業料の全額を徴収し、後日還付する取扱いとしている学校が8校、③入学後の4月分から就学支援金相当額を差し引いた上で納付させる取扱いとしている学校が9校みられた。

表4 私立高等学校における授業料の徴収事務の実施状況（北海道）

区 分	授業料の徴収方法及びその理由、主な意見
3か月以上にわたり、授業料を全額徴収する（4校）	<p>○ <u>9月分まで全額を徴収</u>し、代理受領した就学支援金は、北海道単独の授業料軽減補助金と一緒に11月頃に還付している。（2、3年生も同様）。</p> <p><u>本校の徴収方法について、文部科学省や北海道から指導を受けたことはなく、徴収方法の変更について検討したことはない</u>が、文部科学省等から文書による指導があれば、徴収方法の見直しについて検討する。</p> <p>○ <u>6月又は7月分まで全額を徴収</u>している。北海道の交付決定を待ってからでなければ、徴収誤り（過小に徴収）があった場合に保護者が追徴に応じない懸念があることなどによる。現在の取扱いについて保護者から問合せや苦情を受けたことはない。</p> <p>○ <u>8月分まで全額を徴収</u>している。申請書の審査等の事務処理や口座引き落とし日（前月末）の関係や、学校での審査結果と北海道の交付決定額が異なった場合不足額を追徴しにくいことなどによる。4～6月分は6月頃、7、8月分は9月頃に還付している。（7、8月分の扱いは2、3年生も同じ）。</p> <p><u>徴収方法について、他校で、4月から差し引くような良いやり方があるのであれば、それを北海道から示してもらえれば検討することは可能</u>である。</p> <p>○ <u>8月分まで全額徴収</u>し、9月分からは就学支援金のみ差し引き徴収、10月分又は11月分からは就学支援金と北海道単独の軽減補助を差し引いて徴収している。</p> <p><u>北海道から文書による指導があれば、徴収方法の見直しについて検討</u>する。</p>
特定の月のみ全額徴収する（8校）	<p>○ <u>7月分のみ全額徴収</u>し後日還付している。収入状況届出書の審査が集中するため。（1校）</p> <p>○ <u>4、5月分、又は、4、5月と7月分は全額徴収</u>し、後日還付する。申請書等の提出を受けて行う審査や徴収額の計算等の事務が、口座引き落としのための銀行への通知に間に合わないため。（3校）</p>

	○ <u>4月分のみ全額徴収</u> し後日還付している。入学の意思確認のため申請前の3月に納付させる等のため。(4校)
4月分から全額徴収しない(9校)	○ 4月分から就学支援金相当額を差し引いて徴収。新入生には3月中に申請書類を配布し入学式に持参させる、 <u>生徒の口座開設を3月中に依頼</u> 等している。(3校) ○ 同上。 <u>4月分徴収額の確定は口座引き落としに間に合わないため振込用紙を作成する</u> 等している。(2校) ○ 同上。 <u>北海道からの支給決定や交付決定を待つことなく、4月末の北海道への送信データ作成と同時に引き落とし額も確定させる</u> 等している。(3校) ○ 同上。入学後、速やかに申請書類を提出させて審査している。(1校)

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

4 関係機関の意見

文部科学省（初等中等教育局財務課高校修学支援室）

高校等が授業料を徴収する際は、あらかじめ就学支援金相当分を差し引いた上で徴収することが原則であり、やむを得ず、後日に還付する方法をとる場合でも、できる限り速やかに還付するなど、生徒・保護者の負担に配慮した授業料の徴収を行うよう都道府県に求めている。

文部科学省においては、現行の高等学校等就学支援金制度の開始や、授業料以外の教育費負担を軽減するための高校生等奨学給付金制度の創設から3年を経過したことから、制度改正による効果や影響等について検証し、取り組むべき課題や講ずべき課題について、学識経験者等の協力を得て検討を行うため、平成29年5月から30年3月までの予定で「高校生等への修学支援に関する協力者会議」を設置し、検討を行っている。地方自治体や関係団体等からのヒアリング等も行い、本制度の効果や影響について様々な角度から検証を行っているところ。見直しの方向性については、現在、検討中である（年度内に取りまとめ予定）。

② 運転免許証の氏名の変更手続における確認書類の見直し（新規）

1 申出内容

平成 21 年頃、住民票に記載されている氏名の字体が市の職権で修正され、28 年 3 月に取得したマイナンバーカードにも修正後の字体で氏名が記載されている。

しかし、運転免許証には修正前の字体で氏名が記載されていることから、同年 7 月、運転免許証の更新の際に、マイナンバーカードを提示して氏名変更手続をしようとしたところ、変更事項の確認書類として、マイナンバーカードは認められておらず、住民票の写しを提出するよう求められた。

マイナンバーカードは、住民基本台帳の情報を基に作成されたものであり、住民票の写しを発行するには手数料を負担する必要もあるので、運転免許証の氏名の字体を変更する場合はもちろん、氏名を変更する手続の確認書類として、マイナンバーカードを認めてほしい。

(注) 滋賀県の行政相談委員から提出された行政相談委員意見である。

2 制度の概要

(1) 運転免許証記載事項の変更手続における確認書類

運転免許を受けた者は、運転免許証の記載事項に変更を生じたとき、速やかに住所地を管轄する公安委員会に届け出て、運転免許証に変更に係る事項の記載を受けなければならないとされている（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 94 条）。

運転免許証の記載事項のうち、免許を受けた者に係る本籍、住所及び氏名の変更届を行う際、図表 1 のとおり、住民票の写し等を提示等することとされている。

（道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「施行規則」という。）第 20 条第 2 項）。

運転免許証の記載事項のうち、本籍については、券面に記載せず、運転免許証に組み込んだ半導体集積回路に記録することとされている（法第 93 条第 1 項、法第 93 条の 2、施行規則第 19 条の 2）。

図表 1 運転免許証の記載事項変更届における書類

変更事項	書類	方法
住所	住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類	提示
本籍又は氏名 (住民基本台帳法の適用を受ける者)	<u>住民票の写し（本籍を記載したもの）</u>	添付
国籍又は氏名 (住民基本台帳法の適用を受けない者)	旅券等	提示

(注) 施行規則第 20 条第 2 項に基づき作成した。

なお、警察庁は、平成 28 年 4 月 8 日付け通達により、警視庁及び各道府県警察に対し、マイナンバーカードを変更後の「住所を確かめるに足りる書類」として取り扱うことが可能である旨を周知している。

この取扱いについて、同庁は、住所の変更は本籍又は氏名の変更よりも頻繁であること、運転免許の取消や更新の通知を確実に行うことが重要であることから、マイナンバーカードを確認書類として認めているとしている。

(2) 運転免許証の氏名の字体の変更をする手続

警察庁は、氏名の字体の訂正等は氏名そのものの変更ではないことから、法第 94 条第 1 項に規定する運転免許証の記載事項変更の届出の義務は生じないが、運転免許を受けている者が自主的に氏名の字体について変更届を提出した場合、これを受理しており、施行規則第 20 条第 2 項に規定する住民票の写しの添付を求めず、住民票の写しを確認した上で、字体を変更することとしている。

(3) マイナンバーカードの記載事項

マイナンバーカードの券面に記載する事項は、氏名、住所、生年月日、本人写真及びマイナンバーカードの有効期間が満了する日であり（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号）第 2 条第 7 項）、住民票に基づき記載することとされている（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成 26 年総務省令第 85 号）第 18 条）。

なお、マイナンバーカードの記載事項に変更があったときは、その旨を住所地市町村に届け出ることとされており（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 17 条第 4 項）、この届出があった場合に、マイナンバーカードの追記欄に届出があった年月日及び変更後の内容を記載し、「転居」若しくは「職権修正」又は「転入」等と明記してこれに職印を押して返還することとされている（通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成 27 年 9 月 29 日付総行住第 137 号「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領について（通知）」）。

3 警察庁の見解

(1) 運転免許証の氏名の字体を変更する手続における確認書類について

運転免許証の氏名の字体を変更する手続では、住民票の写しを確認することとしているが、国民の利便性を考慮して運転免許行政を推進することは重要であると考えており、氏名の字体の確認方法について、マイナンバーカードを確認書類として認めることを検討している。

(2) 氏名の変更の手続における確認書類について

本籍又は氏名は、本人を確認するための最も重要な項目の一つであり、運転免許行政を正確に行う必要性から厳格に確認する必要がある。また、婚姻等に際しては氏名のみならず、本籍の変更を伴うこともあることから、運転免許証の氏名を変更する手続においては、本籍を記載した住民票の写しを求め、本籍の変更の有無を確認している。マイナンバーカードには、本籍の記載がなく、本籍の変更の有無を確認することができない。

③ 国民健康保険高齢受給者証のサイズ変更及び国民健康保険被保険者証との一体化(継続)

1 相談要旨

国民健康保険の被保険者は、医療機関において診療を受ける際に、窓口で国民健康保険被保険者証（以下「被保険者証」という。）を提示しなければならない。さらに、被保険者のうち 70 歳以上 75 歳未満の者は、被保険者証とともに国民健康保健高齢受給者証（以下「高齢受給者証」という。）を提示する必要がある。

被保険者証と高齢受給者証は、どちらも同じ保険者(地方公共団体)から交付されているにも関わらず、異なるサイズで別々に交付されているため、以下のような不満がある。

- ・ はがきサイズの高齢受給者証は、財布等に入らず、携帯に不便である。
- ・ 被保険者証と高齢受給者証を別々に管理すると、紛失のリスクが高まる。
- ・ 紙製の高齢受給者証は、使用している間に損傷しやすい。

そのため、高齢受給者証を被保険者証と同じサイズにしてほしい。さらに、可能であれば、被保険者証と高齢受給者証を一体化して 1 枚のカードにしてほしい。

※ 平成 26 年度以降、5 管区行政評価局・事務所(山形、栃木、神奈川、近畿、兵庫)で同内容の相談を受け付けた。また、4 県(栃木、神奈川、奈良、福岡)の行政相談委員から同内容の行政相談委員意見の提出があった。

2 第 107 回会議(平成 29 年 9 月 29 日)における主な意見

(1) 被保険者証と高齢受給者証の制度の相違点

被保険者証は、当分の間はがきサイズの使用も可能だが、将来的にカードサイズに一本化することとされている。これに対し、高齢受給者証は、はがきサイズ又はカードサイズを自由に選択できることとされているのは平仄が合わない。

(2) 確認が必要な事項

- ① 高齢受給者証をはがきサイズからカードサイズに変更するためには、どれくらいのコストが必要か。
- ② 高齢受給者証をはがきサイズで交付することにはどのようなメリットがあるか。

3 調査結果

(1) 高齢受給者証のカードサイズ化又は一体化にかかるコスト

ア 高齢受給者証のカードサイズ化にかかるコスト

(ア) A 市

平成 29 年に高齢受給者証をはがきサイズからカードサイズに変更した際に要した経費は以下のとおりであった。

- ① システム改修費：600 万円（開始年のみ）
- ② 発行・郵送費等：300 万円増（毎年）

材質の変更（はがきサイズ(紙製)：1 枚当たり 3.6 円 →カードサイズ(再生 PET 製)1 枚当たり 40 円)及び郵送用の封筒を変更したことによるもの

(イ) B市

平成25年に高齢受給者証をはがきサイズからカードサイズに変更した際に要した経費は以下のとおりであった。

① システム改修費：算出困難（開始年のみ）

② 発行・郵送費等：90万円増（毎年）

材質の変更（はがきサイズ(紙製)：単価不明→カードサイズ(再生PET製)1枚当たり48円)及び郵送用の封筒を変更したことによるもの

イ 被保険者証と高齢受給者証の一体化にかかるコスト

B市において、平成28年に被保険者証と高齢受給者証（カードサイズ）を一体化した際に要した経費は以下のとおりであった。

① システム改修費：405万円（開始年のみ）

② 発行・郵送費等：122万円減（毎年）

単独で作成していた高齢受給者証（再生PET製カード）が不要になったことによるもの

(2) 高齢受給者証をはがきサイズで交付する理由

本件に関する行政相談及び委員意見の端緒となった7市町のうち、その後カードサイズ化を実施した1市（C市）及び一体化を実施した1市（D市）の2市を除く5市町（E町、F市、G市、H町、I市）における高齢受給者証をはがきサイズで交付する理由は以下のとおりである。

① 被保険者証と高齢受給者証の混同を防ぐため（G市）

② カードサイズ化又は一体化の要望を把握していないため（E町、F市）

③ カードサイズ化又は一体化のために必要なシステム改修等の 経費を確保することが困難なため（H町、I市）

(3) 一体化の取組・推進状況

ア 上述の7市町の今後の予定等

上述の7市町のうち、一体化済みの1市（D市）を除く6市町におけるカードサイズ化又は一体化の予定については、一体化を実施する市町が4市町（C市、E町、F市、I市）、今後もはがきサイズを採用する市町が1市（G市）、未定の市町が1町（H町）である。

一体化を実施する予定の4市町（C市、E町、F市、I市）がある都道府県では、いずれも県が一体化を推進しており、その他の2市町（G市、H町）がある都道府県では、県が一体化を推進していない。

イ 21都道府県の推進状況等

上述の6県に当局が任意に抽出した15都道府県を加えた21都道府県における一体化の方針は以下のとおりである。

- ① 一体化を推進：9 都道府県
- ② 今後推進の要否を検討：4 都道府県
- ③ 現時点では、一体化を推進する予定なし：8 都道府県

①の一体化を推進している9都道府県については、当該都道府県内の全ての市町村が、今後一体化を実施する予定としており、都道府県が、国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化を推進することにより、当該都道府県内の市町村における一体化が進むと考えられる。

ウ 都道府県から市町村への支援

一体化を実施しない市町村からは、主に次の意見が挙げられている。

- ① 一体化のために必要なシステム改修費の捻出が困難。
- ② 一体化を実施すると、国民健康保険料の決定・通知と被保険者証の更新に係る業務を同時期に行わなければならないとなり、対応が困難（※1）。

これに対し、一体化を推進している都道府県においては、次のような取組を行っている例があった。

- ① 市町村に対し、システム改修費を削減するために自治体クラウドの導入（※2）を推奨
- ② 市町村に対し、事務負担を軽減するために国民健康保険団体連合会に業務を委託することを推奨

また、1都道府県から、「一体化を実現するためには、市町村の判断に任せるのではなく、都道府県による強いリーダーシップが必要である」との意見があった。

※1 国民健康保険料の決定・通知は毎年6月に行われるため、業務の集中を避け、被保険者証の更新を異なる時期に行う市町村が多い。しかし、一体化を実施すると、制度上、被保険者証の更新時期を8月に変更しなければならないため、これらの業務が同時期に集中することとなる。

※2 自治体が、情報システムを自庁舎で管理・運用することに代えて、外部のデータセンターにおいて管理・運用し、ネットワークを経由して複数の自治体が共同で利用できるような取組。これにより、システムの改修や保守にかかる経費を複数の自治体で負担することになるため、経費を削減できる。

（「経済財政運営と改革の基本方針2016」、「日本再興戦略2016」（いずれも平成28年6月2日閣議決定）において、取組を推進することとされている。）